

鈴鹿市 公園施設長寿命化計画

2024年3月

三重県 鈴鹿市 都市整備部 市街地整備課

1. 都市公園整備状況

(2023 年 12 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
363	144.56 ha	7.39 m ²

2. 計画期間（西暦） [2025 年度～ 2034 年度（ 10 箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
344	8	5	2	1	0	0	0	0	0	3	0	363

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第 2 条に基づく都市公園（公園又は緑地）」と設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
1338	441	1810	1143	36	38	409

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
4,710	1	20	9,946

②これまでの維持管理状況

市街地整備課所管となっている街区公園や地区公園の公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、市の職員や地元住民、指定管理者による日常点検、定期点検による管理を実施している。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

鈴鹿市の公園は設置から３０年以上経過した公園が約２割を占め、２０年後には約８割に達する見込みであり、将来の更新費用の縮減や平準化による計画的な維持管理計画の策定が必要である。そのため、前述の３６３公園全てを計画対象公園とし、２０２５（令和７）年度から２０３４（令和１６）年度までの１０カ年で計画を策定する。

５．健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

１．一般施設

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。
健全度調査は遊具を除く7,304施設のうち予防保全型管理の候補とした458施設について実施した。

２．遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

（施設）

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a．一般施設（ 459 ）	263	180	16	0	
c．土木構造物（ ）					
d．建築物（ ）					
b．遊具等（ 985 ）	36	796	150	3	

備考）点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。
考慮すべき事項は、安全面を考慮し、遊具施設は指標考慮「高」とした。

	(施設) 緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (459)	0	16	443
c. 土木構造物 ()			
d. 建築物 ()			
b. 遊具等 (985)	153	0	832

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、地元自治会等により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他設備等

- ・法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・出来るだけ健全度がBの時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事後／予防保全の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定す

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物

- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

b. 遊具等、e. その他設備等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物（特殊建築物等）

- ・100㎡を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。また、市で定める建築物の補修、もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

3. 植栽の扱い

- ・各公園の植栽の特色等を踏まえ、植栽に係る管理目標を設定する。
- ・おおまかな植栽機能ごとに植栽地を分類し、分類ごとに管理目標、管理方法・頻度・費用等を設定する。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	1,393,298 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,107,091 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	286,207 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	139,330 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は29,450千円である。

備考）ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2029 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
